

調査票記入上の留意事項

1. 補助対象施設の基準

医療従事者の確保を図るために医療従事者の児童を保育することを目的に設置されたもので、次の補助基準に該当すること。

型 別	保育児童数	保 育 時 間	保育士等数(常勤換算)	保育料(月額)	対 象
A型特例	1人以上 4人未満	8時間以上	2人以上	10,000円以上	病院又は診療所
A型	4人以上	8時間以上	2人以上	10,000円以上	
B型	10人以上	10時間以上	4人以上	10,000円以上	
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上	10,000円以上	病院又は診療所 (公的を除く)
C型	1人以上	8時間以上	2人以上	問わない	病院又は診療所 (公的のみ)

(注) 1 保育料については、C型を除いて、児童1人当たり平均月額10,000円以上であることが補助の条件となっているので注意すること。なお、保育料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 給食費用は含むが、おやつ代は除外する。
 - (2) 保育料の月額が年齢等により差が存する場合、保育料月額の総額を保育児童数で除した額とする。
 - (3) 保育料が日額又は時間単位で決まっている場合は、25日を1月とし、時間単位は8時間で1日とし換算して得られる月額とする。
- 2 12か月運営を行わない施設は、補助対象としない場合がある。
 - 3 公的とは日赤、済生会が設置する医療機関とする。

※ 現時点において保育施設が補助基準を満たしていない場合には、その旨連絡すること。調査票の提出は不要である。

また、年度の途中において補助基準に該当しなくなった場合についても、速やかにその旨連絡すること。

2. 各調査票作成上の留意点

<共通事項>

計算によって生じた端数については、すべて小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入すること。

<別紙1 運営事業調査票>

(1) 保育児童数について

・本補助金の対象児童は、病院内保育所を設置する病院及び診療所に勤務する職員の児童のみであるため、同じ設置主体の法人が開設する他の施設（介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等）の職員の児童は対象児童とならないので注意すること。（ただし、年度途中で他の施設に異動になった場合は、対象児童に含めても差し支えない。）

(2) 保育士等職員数について

「保育士等職員数」欄は、次により記入すること。

- ア. 「保育士」とは、有資格者の保育士をいう。
- イ. 「その他の職員」とは、有資格者の保育士以外の者で直接保育に従事している者（事務、給食職員等を除く）をいう。
- ウ. 「常勤職員」とは、年間を通じて平日は毎日8時間以上勤務するものをいい、「非常勤職員」とは、常勤職員以外のものをいう。
- エ. 非常勤職員については、次式により算出した数（保育士等常勤職員換算数）を記入すること。

各非常勤職員の月（年）間延勤務時間数
月（年）間開所日数×8 h

(3) 保育料（月額）について

「保育料月額」は、児童1人当たりの保育料月額を記入すること。

- ア. 保育料の月額が年齢等により差が存する場合、保育料月額の総額を保育児童数で除した額とする。
- イ. 保育料が日額又は時間単位で決まっている場合は、25日を1月とし、時間単位は8時間で1日とし換算して得られる月額とする。

(4) 加算対象について

- ・補助基準額の加算対象（24時間保育、病児等保育、児童保育、休日保育）にあつては、確実に実施が見込まれる日数（月数）を記入すること。
- ・24時間保育は、終日いずれの時間帯においても、保育サービスを提供するものとする。
- ・病児等保育にあつては、年間実施予定月数を記入すること。
- ・児童保育（学童保育）を実施している施設にあつては、年間実施予定日数を記入すること。児童保育については、病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であつて、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学生低学年（放課後児童）の保育を行う施設であること。
児童保育を行うためには、間仕切り等区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、かつ専従の従事職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。
- ・休日保育を実施している施設にあつては、年間実施予定日数を記入すること。
休日保育は、以下に掲げる日に、保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日は除く。
 - ア. 日曜日
 - イ. 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日
 - ウ. 12月29日から翌年1月3日（上記イに掲げる日を除く。）

<別紙3 運営収支状況調査票>

- ・「病院内保育施設運営費用」には、借入元金（支払利息は除く。）の返済、土地購入費等の資本取引に係る費用及び保育士等職員の給食費、支払利息等の保育外費用を除く。
- ・「科目」については、別添「病院内保育施設運営費に係る科目の説明」を参照すること。
- ・運営を委託している病院内保育所で、委託料に人件費が含まれる場合には、人件費に当たる委託料を委託料欄に記入し、委託契約書（写）及び人件費の金額がわかる明細書を添付すること。

3. その他

- ・定員枠等やむを得ない事情により運営を関係団体に委託している場合は、次の条件を満たしている場合に限り、「委託料」（保育士等の人件費相当分のみ）を補助対象経費としているので遺漏のないよう留意されたい。
 - ア. 委託契約が締結され契約書が作成されていること。
 - イ. 委託先は委託者が十分指導監督できる団体であること。
 - ウ. 委託者が病院内保育所運営事業の管理責任者であること。
 - エ. 原則として病院内保育所運営事業に必要な経費の大部分を委託者が負担していること。
なお、契約書等に保育士等職員の人件費等が明示されていること。また、決算書等については委託費の内容が事業ごとに明示されること。
 - オ. 受託者は受託業務を善良なる管理者の注意をもって処理する旨が契約書に明記されていること。
- ・保育施設の運営に要する費用に対する補助に関しては、群馬県労働局雇用均等室による「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」が設けられているが、重複補助は認められないので注意すること。特に**群馬県労働局雇用均等室による「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」については、平成26年度以降は、当該補助金かどちらか一方の補助を受けると、もう一方の補助を当該年度以降受けられなくなっている**ので、特に注意すること。